

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年6月28日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記のとおり改正され令和元年7月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 「検査実施料」の留意事項改正

##### ● 検査方法が追加された項目

| 点数区分        | 検査項目名         | 検査方法          | 実施料 | 判断区分<br>判断料  | 注 |
|-------------|---------------|---------------|-----|--------------|---|
| D007 血液化学検査 |               |               |     |              |   |
| 30          | 25-ヒドロキシビタミンD | CLIA法又はCLEIA法 | 117 | 生化学 I<br>144 | * |

[注] 下線が追加変更されました。

\*：原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

